

下津善右衛門の幕末維新

—御山方御用から勢州領田丸詰へ—

平良 聡弘

はじめに

紀伊国有田郡宮原組の東村（現和歌山県有田市宮原町東）という小さな山村に、下津善右衛門という無名の百姓がいた。文化九年（一八一二）に生まれ、幕末維新を経て明治八年（一八七五）にこの世を去った、この善右衛門が本稿の主人公である。

まずは東村と下津家について概説しておこう。

善右衛門の居住した有田郡宮原組東村は有田川の右岸、有田市北部にまたがる山並みの斜面に位置する山村である。天保十年（一八三九）に完成した紀州藩の官選地誌『紀伊続風土記』によれば、村高は三七七石余りで、五九軒・二六八人から構成される、有田郡内でも比較的小さな村

で、いわゆる郷士身分たる地主も居住していない。^①

こうした東村の運営に下津家は関与していなかった模様である。下津家は庄屋などの村役人のみならず、大庄屋などの地方役人などもつとめた家柄ではない。また、民政を管掌していた有田郡の代官所に入りしていた形跡も見られない。

ここで、百姓身分としての下津家の経営規模を、耕作田畑から確認しておこう。善右衛門が死亡した直後の明治九年（一八七六）の数字になるが、下津家の所有する耕作田畑は九反余りであった。^② 江戸時代においてもこの数字と大きな異同がないとすれば、下津家は富農とまではいかないけれども、中農上層だったといえる。

有田市郷土資料館には、善右衛門の代以降いまま変わらず東地区に居住されている御子孫から寄託された

「下津家文書」が蔵されている。善右衛門とその父善次（一七七五～一八三三）の二代にわたる史料が中心に収められたものである。

本稿では、この下津家文書を用い善右衛門の履歴を復元することを通じて、紀州有田の一介の百姓の世界から幕末維新という時代を考えてみたい。

第一章 「在御山方」として

下津家は善次・善右衛門の二代にわたり、享和四年（文化改元、一八〇四）から明治二年（一八六九）にいたるまで御山方御用をつとめている。御山方御用とは、御山方という紀州藩の役職として果たすべき役儀のことである。つまり、善次・善右衛門の父子は百姓身分にありながら、御山方を通じ紀州藩の支配機構にも身を置いていたのである。

御山方御用についてはあまり知られていないが、明治中期に編纂された紀州藩史の『南紀徳川史』に「山方勤」

として次のような説明が付されている。⁽³⁾

山方勤とは猪鹿御狩猟の事に任ず、御猟場の御教導、銃手の配置、勢子狩出し、狗入れ等巧者にて、炮術鍛錬の者命ぜらる、概ね大御番・諸小普請等より加役す、内肝煎兩人程あり、近世山田八九郎は有名な山方にて、炮術の妙比類なく、猪鹿の頭尾前後足等指命の儘に狙撃して百発百中、寸分を誤らず、而かも腰だめ也しと人皆驚嘆喧伝せり、子孫数世職を襲く

これによれば、山での「猪鹿御狩猟」に関する役儀という性格上、「炮術鍛錬の者」（鉄砲の手練れ）でなければならなかったこと、定員は不明だが二人ほどの肝煎が置かれていたこと、「有名なる山方」に山田八九郎⁽⁴⁾なる人物がおり、その子孫も御山方御用を継いでいることがわかる。

しかしながら、御山方御用の内実を示す史料がほかにないこともあってか、その詳細は不明であった。また、鷹場の管理を担う鳥見役の配下と扱われたり、留山管理や山稼ぎを管掌する山廻り（代官支配）と混同されたり

して不正確な記載も多い。⁽⁵⁾

これに対し、下津家文書には御山方御用関連の文書類二五点が収められている。管見のかぎり、同類の史料がこれほど揃っている文書群はなく、御山方御用の内実を明らかにしてくれる重要な史料群といえる。

【表】は上記二・五の御山方御用関連文書類を年代順に並べたものである（本稿中で【表】に掲載している文書類を利用する場合、わざわざ注記することは避け、【表】中のNoを本文中に示すこととする）。紙幅の関係上、詳細は別稿を期すとして、ここでは【表】に掲載した文書類やその他の史料から御山方について判明した点を列記するにとどめておく。

① 御山方の職制

御山方御用は、和歌山城下に詰める士分がつとめる「御山方」と、在地の百姓身分が担う「在御山方」から成る。「御山方」は定員七人で、うち二〜三人が肝煎に選出され、ほかは町御山方とも称されていた。文久三年（一八六三）の家中構成を示す「文久元紀士鑑」によれば、「御山方」

のメンバーは御目見以下の下級藩士だが、個別に独礼扱いとされている。席順は御犬牽頭と御徒組頭の間である。

これに対し、「在御山方」には常役と加役があり、有田郡の場合、両役合わせて七人任命されている。この「在御山方」は全郡に設けられていたわけではなく、那賀・名草・海士・有田・日高の五郡のみで、有田以外の具体的な人数は不明だが、おそらくは各郡七人前後であろう。

御山方は用人の支配を受けており、職制系統は家老—用人—「御山方」—「在御山方」となっている。なお本稿では、「御山方」「在御山方」両者を合わせ総称として、あるいは御用一般として用いる場合、カギ括弧をはずし御山方（御用）と呼ぶこととする。

② 御山方のスキル

「文久元紀士鑑」によれば、文久三年当時「御山方」をつとめていたのは、石井十左衛門（小普請）、山田八九郎（新番）、大河内政助（小普請）、竹田六兵衛（小普請）、森藤磯右衛門（小普請）、松島友蔵（大番）、山田兵助（大番）の七人であった。

	作成者	形態	資料番号	備考
	東村 善次	横帳	13	
	宮原組東邑 下津善次	竖帳	12	
	下津善次	横帳	30	丁外れ
		横帳	18	破損大
	下津善次	横帳	11	
	下津善次	横帳	30	丁外れ、破損大
	有田郡宮原組東村 下津善次	横帳	25	
	有田郡宮原組 下津善次	横半帳	14	
	有田郡宮原組 下津善次	横半帳	22	
	有田郡宮原組東邑 下津善右衛門	横半帳	24	
	有田郡宮原組東村 下津善右衛門	横半帳	23	
	有田郡宮原組 下津善右衛門	横半帳	10	
		横半帳	6	
	有田郡宮原組東村 下津善右衛門	横半帳	7	
	有田郡宮原組 下津善右衛門	横半帳	15	
	有田郡宮原組東村 下津善右衛門	横半帳	21	
	宮原組 下津氏	横半帳	17	
	有田郡宮原組東村 御山方下津善右衛門	横半帳	30	丁外れ、破損大
	有田郡宮原組 下津善右衛門	横半帳	4	
	有田郡宮原組東村 下津善右衛門 源政義	横半帳	8	破損大
	下津氏	横半帳	5	
	下津氏	横半帳	2	
		横半帳	9	
	為義	横半帳	3	破損大
	下津氏為義	横半帳	16	

【表】 下津家文書の御山方御用関係文書類

No.	年紀	西暦	表題
1	享和四稔正月吉日	1804	御山方御用留
2	文化元年子ノ歳	1804	御山方御用出勤日記并御用留
3	文化三寅正月吉祥日	1806	御山方御用出勤宿控
4	文化六巳正月吉祥日	1809	御用宿之控日記
5	文化十酉歳正月吉祥日	1813	御山方御用出勤伝馬等日記
6	文化十一甲戌正月吉祥日	1814	御山方御用出勤日記
7	文政四年巳正月吉日	1821	御用出勤宿伝馬覚帳
8	文政八年酉正月吉日	1825	御用出勤帳
9	文政十年亥正月吉日	1827	御用出勤帳
10	天保五年巳午正月吉日	1834	御用出勤帳宿伝馬覚帳
11	天保七年申正月吉日	1836	御用出勤帳
12	天保九年戌正月吉日	1838	御山方御用覚帳
13	天保十一子正月吉日	1840	御山方御用
14	天保十三歳寅正月吉日	1842	御山方御用
15	天保十四年卯正月吉日	1843	御用出勤帳
16	天保十五辰正月吉日	1844	御用出勤帳
17	嘉永二酉正月日	1849	御用帳
18	嘉永三戌正月吉日	1850	御用帳
19	嘉永六年丑正月吉日	1853	御山方御用
20	安政二卯正月吉日	1855	御山方御用
21	安政四年巳正月吉日	1857	御山方御用
22	万延二酉正月日	1861	御用帳
23	万延二酉二月	1861	御山方御用山狩取覚帳
24	慶応四年	1868	御用帳
25	明治二年巳正月吉日	1869	御用帳

備考)

- ・資料番号：有田市郷土資料館による整理番号を指す。
- ・資料番号 30：有田市郷土資料館による整理では「断簡一件」と一括されている。

試みに、本館所蔵になる「紀州家中系譜並に親類書書上げ」で「御山方」就任者を探してみると、上記の七家に上山家・本島家を加えた九家に限定される。おそらく、この九家のなかから七名が選出されていたのであろう。そして、これら各家の「系譜」を確認すると、代々「鉄炮年来精出」「炮術年来精出」といった記事が頻繁に見られる。⁽⁷⁾

先述したとおり、御山方御用に「炮術鍛錬」がもめられたことは『南紀徳川史』でも記載されていたが、この点は「系譜」で裏付けられよう。そしてそれは「在御山方」も同様であった。御山方御用に関して善次が書き起こし、善右衛門が書き継いだ覚え書きである「御山方御用出勤日記并御用留」(No.2)には、次のような願書が写し取られている。

乍恐内存奉願上候口上

在御山方

下善善次

一、私悴同苗善右衛門ト申者、当年十九才ニ罷成、兼々鉄炮も心掛ケ罷有、達者成者ニ御座候間、何

卒在御山方見習ニ被為仰付被下候様仕度奉存候、
依之奉願上候、已上

右之通り見習書付認、御山方頭取衆へ指出し申候

天保元年(一八三〇)、善次が息子の善右衛門に「在御山方見習」を仰せつけてほしいと「御山方頭取衆」(肝煎)へ願ひ出た論理に注目したい。息子が「兼々鉄炮も心掛ケ罷有、達者成者ニ御座候」というのである。ここから、百姓身分がつとめる「在御山方」であっても、鉄砲をうまくあつかうことのできる高度な専門性も認められていたことがわかる。

③御山方御用の役儀

まず、農閑期の十月から三月にかけて実施される、藩主や隠居の「御成山」への随行が挙げられる。すなわち、那賀・名草・海士・有田・日高五郡に設けられた「御山場」での狩猟であり、史料上「猪鹿兎矢付御用」「熊捉(取御用)」「御犬取飼御用」などが見られる。この「御山場」がどこに設定されていたのか史料上確認できないのだが、善次・善右衛門がこの御用でまわった村や浦を書き留め

しており、大体の傾向は把握しうる。以下、郡別に列記しておこう（那賀郡には出向いていない）。

名草郡…善明寺村、園部村、滝畑村（現和歌山市）など
海士郡…大川浦、深山村、貴志中村、貴志平井村、

貴志向村、本脇村、磯脇村、楯取村、紀三

井寺村（現和歌山市）、別所村、東畑村、小

野田村、上谷村、冷水村、橋本村、鳥居浦（現

海南市）、福井村、下佐々村（現紀美野町）など

有田郡…東村（現有田市）、西ヶ峰村、小川村、久野原村、

三田村、糸川村、二川村、六川村、修理川村、

船坂村（現有田川町）など

日高郡…本脇村（現美浜町）、寺杣村、平川村、弥谷

村、船津村、老屋村、三佐村、下湯川村（現

日高川町）、伊奈浦（現由良町）、湯本村（現

龍神村）など

つぎに、地方の村から願い出があれば「在中打滅」（害獣駆除）にあたっている。基本的に対象となるのは、猪・

鹿・兎や「四鳥」（鳶・雁・鶉・鷓）、野犬・熊などであった。

「御山場」に指定された範囲内にある村においては農作物

に害獣被害が生じてても、鉄砲などを用いて自力で追い払ったり殺傷したりすることが禁じられており、村民は村を通じて御山方へ害獣駆除を願い出ねばならなかった。この願い出を受けた御山方が現地を見分、適切な「在中打滅」を実施したのである。例えば、万延二年（文久改元、一八六一）主に日高郡でおこなった「山狩取」では、善右衛門ら御山方は大鹿一頭、熊一頭、雉子五羽、兎五一羽、狸一匹を打ち殺している（No.23）。また、この「在中打滅」に関して、御山方以外による発砲や殺生がおこなわれていないか巡回し、その取締にもあたっている。

第三に、全国的に海防が大きなテーマとなっていた嘉永・安政・万延期（一八四八～六一）ならではの新たな御用である。この時期、紀州藩でも地士・帯刀人の鉄砲稽古が頻繁におこなわれるようになった。それに関して、稽古場の提供や後処理（掃除）、発砲マナーの監督などを御山方が担っている。さらに、紀州藩の主催する、より大規模な「御調練」「山追取狩」（追鳥狩）にも御山方は動員され、鉄砲の腕前を披露せねばならなかった。

以上のような御山方の役儀を下津家は二代にわたって六〇年余りの間つとめあげていった。善次は享和四年（一八〇四）の正月、「在御山方」の加役（定日月八日二人扶持）からスタートし、文政七年（一八二四）四月には常役並（常一人扶持）に昇進する。

いっぽう、父の斡旋も手伝って、天保元年（一八三〇）見習から歩みはじめた善右衛門は、父の死にともない天保四年（一八三三）「在御山方」の加役（定日十三日二人扶持）となった。それ以降、常役並への昇進を何度も願っているが却下されつづけ、元治元年（二八六四）四月やつとのことで心願成就。常役並（常一人扶持）となり、ようやく父と肩を並べることができたわけである。そして、維新期の藩政改革によって明治二年（一八六九）三月御山方が廃止されるまで（おそらくは領域支配の「民政」による一元化のため）、善右衛門はその役儀をまっとうしていったのである。

第二章 勢州領田丸詰の体験

第一節 「御山方御用出勤日記并御用留」より

時代は幕末に入り、京都を中心に政局が目まぐるしく変転しはじめる。百姓として、また「在御山方」として日々その役儀をこなしてきたであろう、紀州有田の善右衛門にもその波が直接的・物理的に襲いかかるのは、文久三年（一八六三）以降である。中央政局にからむ事件によって、善右衛門の役儀の世界が大きな影響をこうむることになったのである。

まずはその辺りの様相を「御山方御用出勤日記并御用留」（No.2）で確認しておこう。前章でも述べたとおり、本史料は善次・善右衛門の父子二代にわたる「在御山方」としての履歴がまとめられたものだが、とくに文久三年以降の記事には、「在御山方」のこれまでの日常とは異なる、政治的・軍事的趣向が現れてくる。その初見箇所を引用しておく。

一、銀八匁

勢州田丸御城詰之節、浪士義二付、亥八月分十一月迄田丸巴屋宇兵衛宅二而

若山中嶋吉兵衛共、久野丹波守殿附属被 仰付罷

越、御酒料八匁被下候、勢州出戦之節、金三歩渡

金被下之候、鉄炮・玉薬・火砲・ぐそく(具足)・壱具ツ、

在御山方廿人・若山式人罷越、(精銳)・(台)・(槍)組御代場式ヶ所

見分、をうむ石(懸)・太神宮様・あさま山所々名所拜

見候、都合人数五十人余、長持七さを、伝馬か(駕籠)ご

三十丁相添、上海道筋今入込

すなわち、亥の年にあたる文久三年の八月から十一月にかけて、善右衛門は「浪士義」にともない伊勢国の田丸城（現三重県度会郡玉城町）へ詰めることになり、その任命時に「酒料」として銀八匁、「勢州出戦」の際には金三歩が下されたというのである。

紀州藩は、紀伊国に約三七万石、そして伊勢国におよそ一八万石、合わせて五五万石余りを領していた。伊勢国内には松坂・白子・田丸の三領を有しており、これらは総じて「勢州領」あるいは「勢州三領」と呼ばれた。

このうち、田丸城主として一万石を宛がわれていたのが紀州藩の家老をつとめる家柄の久野家であり、田丸領六万石をもあわせて管理していた。この田丸という地は、伊勢本街道（初瀬街道）・熊野街道・和歌山別街道・まつさか道が合流し伊勢神宮へとつながる交通の要衝でもあり、街道沿いには旅籠が軒を並べ、宿場町としても賑わいを見せていた。

文中の久野丹波守は、当時の久野家当主で家老として紀州藩政の中枢にあつた純固のことである。この久野丹波守（純固）の「附属」として和歌山城下の物頭中島吉兵衛が命ぜられた際、どうやら「御山方」より二人、および「在御山方」から善右衛門を含む二〇人、計二二人が中島差配のもと田丸へ詰めることになったらしい。御山方の約半数が勢州領の田丸へ出張り軍務を担うことになったのである。

その総勢は五〇人余りで、鉄砲・大砲・弾薬・具足などの武具は自弁、長持七棹と伝馬駕籠三〇丁が添えられていることがわかる。そして、この一隊の宿所が、田丸城から東へ走る伊勢本街道沿いの板屋町（田丸城から

一五〇メートルほど)で営業していた大手の旅籠屋「巴屋」であった。

なお、田丸詰の間に善右衛門らは、久野純固が海防のため整備した台場のうち、槌柄浦(現度会郡南伊勢町)に築かれた台場を二ヶ所見分したようである。その際、鸚鵡岩(現志摩市)・伊勢神宮・朝熊山(鳥羽市)などの「名所拝見」をおこなっていたことも特記されている。

しかしながら、「御山方御用出勤日記并御用留」中の、この一件に関する記載は引用部分のほかには見られない。この箇所だけでは、善右衛門ら御山方が田丸に詰めるきつかけとなった「浪士義」が具体的に何を指すのか明らかではない。また、かれらがどのような軍事行動をとっていたのかも定かでない。これらの点について節を改めて検討したい。

第二節 「浪士義」追討の後詰

まずは次の史料を見てみよう。⁽⁸⁾

押之兵

先手物頭 中島吉兵衛

右総勢七十人余、家老久野丹波守手勢申合、勢州田丸へ出張致し候事

文久三年(一八六三)八月、紀州藩では、先手物頭の中島吉兵衛に対し、勢州田丸城主で家老の久野丹波守(純固)の手勢と申し合わせて田丸へ出張しよう命じ、七〇人余りからなる一手が編成されたのである。総勢数の異同が見られるものの、これはまさに、前節で引用した「御山方御用出勤日記并御用留」の記述に見える善右衛門ら御山方の田丸詰と合致する内容である。

では、中島のもとで一手が編成され、田丸に出張ることになったのはなぜか。それは、文久三年の八月に勃発した天誅組の変を鎮圧するための軍事行動の一環であった。「御山方御用出勤日記并御用留」中の「浪士義」が、時期的にも内容的にも天誅組の変を指していることは間違いない。れっきとした士分の「御山方」だけでなく、

善右衛門ら百姓身分の「在御山方」までが動員され、その後詰とはいえ、天誅組の鎮撫という軍事行動の一翼を担わされたのである。

天誅組の変とは、尊王攘夷が京都政局を席卷するなか、孝明天皇の大和行幸を機に尊攘激派の「天誅組」が大和五條で挙兵した事件である。八月十三日、攘夷親征祈願のため神武天皇陵参拝の詔勅が出されたことを受け、その先駆けたらんとして吉村寅太郎（土佐）・松本奎堂（三河刈谷）・藤本鉄石（備前）ら浪士三十八人が公家の中山忠光を擁立、翌十四日大和に向け京都を出立した。これがいわゆる天誅組である。一行は道中同志を糾合しながら、十七日には幕領の五條代官所（現奈良県五條市）を襲撃、代官鈴木源内（正信）の首を刎ね、代官所に火を放つ。そして桜井寺に本陣をおき、五條を朝廷の直轄地とする旨宣言、「五條御政府」と称した。

しかし奇しくも、文久三年八月十八日の政変で形勢が一変。朝議に影響力を有していた長州藩やそれに近い尊攘激派の公家・浪士が京都から追放され、大和行幸も中止。挙兵の大義名分を失った天誅組は「暴徒」となる。天誅

組の行動が勅命によるものでない旨が布告された二十日以降、大和郡山など大和八藩のほか、紀州・彦根・津の三藩へその追討が命ぜられたのである。

これに対し天誅組は、本陣を天辻（現奈良県五條市大塔町）に移して十津川郷（現奈良県吉野郡十津川村）で募兵、二十六日総勢一〇〇〇人余りをもって高取城を攻撃したが失敗。九月に入り追討が本格化したことを受け、南山各地でゲリラ戦を展開するも、十四日には天辻が攻略されたため、十津川へ退去を余儀なくされる。そこで体勢をたてなおそうとするが、十六日には頼みの十津川郷士が離反、十津川郷からの立ち退きを要求される。この事態を受けて天誅組は、十津川郷を南下し笠捨山を東に伝って北山郷を北上、伯母ヶ峰を越え伊勢へ抜けて起死回生をはかろうとするが、二十四日鷲家口（現吉野郡東吉野村）での戦闘で決定的な打撃を受け、主要メンバーは戦死・捕縛、天誅組はここに事実上壊滅した。

こうした天誅組の動向は、追討を命ぜられた紀州藩にも大きなインパクトを与えるものであった。天誅組の追討を命ぜられた紀州藩は、橋本・五條・十津川・高野山

へ主力軍を出兵するとともに（総勢二五〇〇人ほど）、津田桶左衛門（正臣、出の弟、のち和歌山県権令）と北畠道龍（和歌浦法福寺の僧侶）に農兵隊を組織化させて戦鬪に加わらせた（約三八〇人）。また、付家老の安藤・水野両氏による自領警備（田辺・新宮）、有田・日高両郡および勢州領の大和国境界での警備強化など、領内に厳戒態勢を敷いている（約七〇〇人）⁹。

このうち、従来は追討の戦鬪行為に参加した主力軍や農兵隊の動向ばかりが注目されてきたが、紀州藩による領内警備の様相については具体的に触れられることがない。

善右衛門はこの田丸詰に際し「勢州田丸城詰中記」（資料番号二七）を書き留めている。天誅組の動静、ことにその伊勢への脱出に関する当該地域の大家屋からの注進書、紀州藩の和歌山城下役人・勢州領役人や久野家の家臣が発出した触達類や書状、そのほか風説留や大名諸侯の意見書などを写しとともに、自らの行動履歴を記録したものである。天誅組の変という有事において善右衛門ら御山方が勢州田丸でどのような軍事行動を担った

のか、紀州藩の領内警備の一端を窺うことができるという点で、「勢州田丸城詰中記」は興味深い史料である。

まず、「勢州田丸城詰中記」により、田丸へと出張った御山方の二二人が判明する。すなわち、「御山方」から山田兵助、松島友蔵の二人、「在御山方」からは椎崎吉太夫、下津善右衛門、河崎元五郎、貴志良蔵、園部善蔵、田端柳蔵、木本常吉、磯野甚右衛門、吉村惣右衛門、寺中半蔵、木本亀太郎、梅本三郎兵衛、嘉兵衛（苗字欠）、津田文吾、津田徳之助、山田利左衛門、本前次郎七、原見庄右衛門、岩崎甚右衛門、土橋忠蔵院の二〇人が選出され、田丸へ詰めたのである。「在御山方」連中の詳細な人物比定は困難だが、このうち前三者の椎崎・下津・川崎が有田郡の「在御山方」であり、それ以外は那賀・名草・海士・日高の四郡から出されたことになる。

以下、「勢州田丸城詰中記」にもとづいて、善右衛門ら御山方の軍事行動を跡づけておきたい。九月十七日付で久野の家中でやりとりされた書状（田丸城代久野造酒が家老久野兵左衛門と目付金森仁兵衛へ宛てたもの）によれば、和歌山の方では「勢地之儀者御不案内之儀二付、

君公格別之御支配被遊」ることとなり、和歌山詰の純固より派遣された「追手御人数」の「絶所等へ差向」、「御附属人数・西洋流御人数・中島吉兵衛殿附御山方中等御城守り」(約一〇〇人)、「二組ハ何れカ出張」との方針が立てられていることがわかる。

このように田丸領の警備配置は定められたものの、この段階でそれほど緊迫感は感じられない。しかし同月二十五日、状況は一変する。

一、勢地田丸着已来、下宿巴屋ニ罷居候処、九月廿五日七ツ時比、高見峠其辺波瀬村、井伊殿一ト手、藤堂殿手勢、并田丸分出張御人数鉄炮打一手ニ相成、合戦之様子、急々注進申来候、夫分御城内大サハギニ付、御山方衆中へも同夜五ツ時比分御城内御玄関へ相詰候所、段々浪士寄来候由ニ而、御家中共二百人余一ト手ニ相成、丹波守殿之大はた三本押立、大(兼)炮事附三挺持参ニ而、御城内ニハ大(兼)炮式拾挺余もすへ置、夫分壹里半斗西ノ方川端海道・熊野道追分之辻野中村ト申所江出陣致候、役所張りハ通行人々相調、手柄次第二打取可申ト之義、勿論鎗ハぬきみ(抜き身)

鉄炮玉入ニ而誠ニすこぎ事(凍き)、兵糧方ハ田丸御台所分たき出、伯母ヶ峯通り山キハ大和路へ抜去候様トの注進ニ付、十月二日同所引陣ニ相成、田丸へ帰陣仕候節ハ野中詰・間弓詰夫々相詰候ニ番手不殘申合一手ニ勢イヲ揃、惣御人数八百人余之勢イニ而御道具持共、右御人数者甲冑ニ而陣羽織ニ而、加野(松)原迄御城分御迎として大はた(兼)沓流・馬印共・軍学者、陣かい・陣太鼓ニ而皆々勇ミ立、誠ニ道筋夥敷見物人勇事

どうやら勢州領の波瀬村で戦闘が勃発したらしい。二十四日の鷲家口での戦闘で散り散りとなった天誅組の残党が高見峠を越えて勢州領へ侵入してきたのであろう。その「合戦之様子」が報された田丸城内では「大サハギ」(兼)になったと善右衛門は書き記しており、城内に極度の緊張が走ったことを見てとれる。これにともない、田丸城玄関の警備にあたっていた御山方も他の手勢とともに「一ト手」となり、田丸城から西へ向かった。すなわち、川俣街道が熊野街道から西へ分岐する野中村(現三重県多気郡多気町)に陣を張り、厳戒態勢を敷いている。その

霧囲気は殺気に満ちあふれ物々しかったのであろう、善右衛門は「誠二す(まこと)き事」との感想をもらしている。

なおこの際、野中詰と別のもう一手が田丸城の南西に位置する間弓村（現三重県度会郡大紀町）まで派遣されている。いずれも天誅組の残党と鉢合わせなかったため、戦闘行為には至らず、「申合一ト手ニ勢イヲ揃」えて田丸へ帰陣する。都合八〇〇人余りとなった軍勢は、田丸城からすぐ西側の蚊野地区の松原で出迎えられた。これを善右衛門は意気揚々と勇ましがっているのがわかる。

しかし、天誅組が壊滅したからといってすぐに軍務から解放されたわけではない。十月十三日からは一週間以上かけて伊勢・志摩の海岸見分をおこなっている。前節中「御山方御用出勤日記并御用留」から引用した部分で、槌柄浦見分について特記されていたが、「勢州田丸城詰中記」には善右衛門ら御山方の連中が鳥羽浦・槌柄浦・田曾浦・礮浦・相賀浦で台場や遠見番所を見分するとともに、各地の名所を観覧していたことが詳細に記されている。善右衛門ら御山方の連中は、「浪土義」を起因とする軍事的緊張から解き放たれたあと、軍事施設の見分にあたる

かたわら、物見遊山する余裕も出てきたのである。

「勢州田丸城詰中記」には、この見分後の善右衛門の動向を示す記述は見られない。しかし、勢州奉行小林文八が十月二十九日付で田丸代官片岡又右衛門へ宛て「中嶋吉兵衛初其表二相詰有之御人数も揚取」ることになったという、和歌山の用人からの通達を伝えていることから、中島のもとで田丸詰にあたった善右衛門ら御山方の連中は十一月には和歌山へ戻ることになったと考えられる。

翌元治元年（一八六四）四月、善右衛門が「在御山方」の常役並（常一人扶持）を仰せ付けられたことは前述したが、これは天誅組に際しての田丸詰に対する褒賞という意味が大きかったのではなからうか。

第三節 禁門の変前後

文久三年（一八六三）の二ヶ月余りに渡る田丸詰を無事つとめあげ有田に戻った善右衛門には、平穏な日常に戻ったかに思えたであろう。しかし時代は風雲急を告げ、大きくかつ急激に展開していくのであり、その影響は当然のことながら善右衛門の身にもおよぶのである。

一、山田八九郎殿分申来り候

別紙之通西川又太郎江申渡二付、所々御備且非常

守等二而、御先手物頭差支候節者、御役助相勤可

申事

勤方之儀者御先手物頭可承合事

中嶋吉兵衛代り勢州槌柄組之内丹後守殿御手勢御

固二付、御加勢御相備二相成候事

子五月廿九日

これは「御山方」肝煎の山田八九郎から「在御山方」に対する達で、「御山方御用出勤日記并御用留」(No.2)に収められたものである。その日付は明示されていないが、後段の西川又太郎へ宛てられた達の日付から、元治元年(一八六四)五月二十九日からそう遠くない時期、具体的には五月末から六月初めに発出されたものと考えてよからう。

中島吉兵衛にかわっておなじく先手物頭の西川又太郎が、勢州田丸領のうち槌柄組を警備する久野家の「御加勢御相備」を命ぜられたことにより、御山方は西川のも

とで「所々御備且非常守等」の「御役助相勤」めることとなったのである。

この田丸への再出張りが決定されたのは、おそらくは長州藩やそれに近い浪士ら、昨年(の八月十八日)政変による「失地回復」をねらう勢力が上方で不穏な動きを見せはじめたことに起因しているものと思われる。

こうして元治元年六月、先手物頭西川又太郎差配のもと、御山方として再び勢州田丸へ詰めることになった善右衛門が書き留めたのが「勢州田丸詰御用留」(資料番号二八)である。その性格は「勢州田丸城詰中記」と基本的に同様で、「久野丹波守殿御附属御加勢イ」として自らとった軍事行動の履歴に加え、その地で収集した勢州領の在地からの注進書や紀州藩の役人間の往来文書のほか、京都や江戸で出された触達類、風説留、書状、意見書などが写しとられたものである。

以下、この「勢州田丸詰御用留」にもとづき、善右衛門ら御山方の田丸再詰の経過を具体的にたどってみよう。前回と同様、今回の田丸詰も、「御山方」から二人、「在御山方」からは二〇人が選ばれており、和歌山から総勢

二〇〇人ほどが派遣されることになっていた。

しかし、その準備に入っていたであろう六月半ば、新たな情報が和歌山に届いた。水戸藩出身の浪士が伊勢神宮へ「攘夷祈願」するために宇治山田に参集しているというのである。

この事件に関しては、京都所司代（桑名藩主松平定敬）が七月一日、尾張藩および伊勢の津・鳥羽両藩へ対し、「水戸殿藩中」の「浮浪」が「攘夷祈願」のため「神宮参詣申立」て宇治山田に「屯集」しているのので、「嚴重ニ取締」るよう達したこと、および結果的には戦闘行為には至ることなく水戸の浪士は「退散」したことくらいしか史料上確認できていなかった。⁽¹²⁾

しかし、「勢州田丸詰御留」にはこの事件の詳細が書き記されている。以下、事件のあらましを踏まえ、田丸再詰の経過を確認しておこう。

この事件の報が勢州奉行より届けられた紀州藩では、勢州田丸への追加の「押出」「繰出」「詰掛」を決定、先決していた部隊をさらに増強し、六月十九日に総勢四二〇人ほどが和歌山を出立した。これは上記の京都所

司代系統の動きとは連動しておらず、紀州藩独自の判断によるものだったと考えられる。

この際に和歌山から派遣された田丸詰の構成は以下のとおりである（肩書は出立時のもので、記載順とともに原文のまま）。

物頭衆西川又太郎、御目方田代楠太夫

御使番三刀尾平七郎

御鉄炮方頭取山田八九郎・同頭取助八人

御山方二人・在御山方二〇人

西洋方飯室松彦・門弟八人

惣軍師佐津川源九郎、御徒目付川崎善右衛門

御作事頭取一人・常普請方二人・大工五人

御医師沓岐養斎・沓岐藤助・三田村玄斎

御代官助前田九左衛門・在方二人・手代二人

在夫三〇〇人

鎗術者外山五太夫・門弟一〇人

劔術方立花蔵之助・門弟五〇人

なかなか大層な陣容だが、これは勢州奉行からの報告に、浪士たちが「攘夷祈願」のため「百日之間心願有之」

「日参可致」と強硬で「毎日く往来し乱妨いたし候」と記されているとおり、緊迫した状況が強調されていたからであろう。

田丸に着いた善右衛門らは水戸浪士の動静を探索、「浪士共人数三十人程、殊ニ大力之者有之」ことを確認している。そのメンバーとして、「浪士大将」の大谷龍之進以下、「三十人力者」石山鉄蔵、柴田玄太郎、加藤惣三郎、関冬次郎、古川寅十、井藤留次郎、関泉之助、三月善四郎、高木邦之助、山本忠蔵、「鎗術方」村山邦之丞、木村孫三郎、森島孫次郎、竹田千太郎、増谷熊次郎、中島正作、河辺延之助などの名前が挙げられている。その出で立ちは「何れも三尺八寸」で「長ガ刀」を持ち、「大幟小幟六本」を押し立てていたという。

そのうえで交渉が始まった。伊勢神宮の役人とともに



【図】伊勢参宮水戸浪士の掲げた幟旗

水戸浪士へ掛け合ったところ、かれらは「我等水戸藩士ニ而此度依君命攘夷祈願、尤幟之図之如ク、且ハ天子勅定相受候様無相違」と述べたうえで（幟については【図】参照）、この旨は江戸幕府の山田奉行より「聞届」けられたと主張。しかし田丸詰の紀州藩側は「長々之滞留ハ不相成」と「押而申聞」かせたため、水戸浪士も譲歩、「三十五日之間御免被下候様」と懇願してきたこともあり、伊勢神宮側もこれを受け入れることになったという。

「日々旅宿ニ而勇猛之振舞致し、油断不相成心痛致居」と善右衛門が書き記しているように、田丸詰サイドでは水戸浪士の行動に困惑していたようだが、「程なく日数相立心願相済ニも相成」として、水戸浪士は七月十六日京都に向け伊勢を出立。こうして事なきを得たのである。

しかしながら、その直後の同月十九日に京都で禁門の変が勃発。善右衛門ら御山方が元来、勢州田丸へ再び出張るにいたった想定通りの展開となったわけで、軍事的緊張が長引くなかでの軍務遂行を余儀なくされる。

文久三年八月十八日の政変以後、京都で政治的な地位を低下させた長州藩は勢力回復のため、翌元治元年に入

り、藩主父子の雪冤、尊攘激派七卿の赦免を歎願したが、却下された。さらに六月には、池田屋事件で長州藩士を含む尊攘激派の仲間が殺害されたため、福原越後・国司信濃・益田右衛門介の三家老が兵を率いて上京。七月十九日に会津・薩摩両藩を中心とする幕府・諸藩連合軍と京都御所の蛤御門付近で戦って敗北。この禁門の変により長州藩は「朝敵」とされ、これ以降長州処分（「長州征伐」）が中央政局の主題の一つとなる。

「勢州田丸詰御用留」を見るかぎり、田丸に詰めていた善右衛門が禁門の変を知ったのは七月二十五日かと思われる。和歌山城下の勘定奉行から勢州奉行に事件の報が伝達されると、その日にうちに田丸代官へも知らされたからである。そのうえ、勢州奉行の九鬼四郎兵衛から松坂・田丸の両代官に宛てて次のように達された。

此度入京之長州勢イ及敗軍候ハ、十津川乱入之程も難斗趣ニ付、不取敢公事方諸役人等橋本江為相詰候との品、御勘定奉行中より申来候、依之為心得差進候、以上

紀州藩では長州藩の「十津川乱入」を危惧しており、

十津川と隣接する藩領の警備強化をはかっていたことがわかる。実際、田丸詰の増派が和歌山で決定、二〇〇人余りが追加で派遣されており、勢州領においてとくに大和との国境の警備が厳重に固められたのである。

この禁門の変にともなう具体的な警備配置については不明だが、今回の田丸詰の陣容を見れば、善右衛門ら御山方のように田丸詰の経験をすでに有している集団はそれほど多くはない。田丸詰という軍務を中核的に担う存在となっていたことは間違いないだろう。

結局、禁門の変にともなう軍事的な影響は勢州領におよぶことはなかったが、その後はさらに水戸天狗党の西上に備え、善右衛門ら御山方は田丸に詰め続けなければならなかった。

水戸藩ではこの年の三月、藩内の政争が激化し、藤田小四郎ら尊王攘夷激派（天狗党）が筑波山で挙兵。天狗党は幕府より討伐の命令を受けた諸藩の連合軍に敗北、水戸を脱出して上京しようとする。水戸徳川家出身で当時將軍後見職・禁裏守衛総督だった一橋慶喜を通じ朝廷へ尊王攘夷の志を訴えることに決定、十月より西上を開

始したのである。

勢州領でも天狗党の侵入に備え「浮浪之徒取締方」を嚴重におこなうこととし、田丸詰の善右衛門ら御山方もその方針のもとで警備の任を担っている。しかし、天狗党の一統は中山道から北陸へ向かい、越前・加賀両藩へ投降したため、今回もまた直接的な軍事行動を遂行するにはいたらなかった。こうして善右衛門ら御山方の連中は、水戸天狗党の西上一件が落着いた十二月、任を終えて和歌山へ向け田丸を出立したのである。

天誅組の変について紀州藩の関与する軍事行動として従来とりあげられてきたのは、禁門の変以降の「長州征討」をめぐってである。¹³しかし、本節で分析したように、善右衛門の書き留めた「勢州田丸詰御用留」から、紀州藩が禁門の変の前後の不穏な情勢に応じた軍事行動（領内警備や浪士取締）を主体的にとっており、その一翼を百姓身分の善右衛門ら「在御山方」が担っていたのは明らかである。

おわりに

鉄砲のあつかいが「達者」だった善右衛門は、父善次の跡をつぎ、百姓身分として年貢負担を荷いながら、御山方という紀州藩の役儀をつとめており、典型的な身分の中間層といえよう。¹⁴天下泰平の時代が続いていたならば、善右衛門も善次と同様、居村のある有田を中心に御山方の役儀を遂行して人生を終えていたことだろう。

しかし時代がそうした安穩を許さなかった。文久三年（一八六三）の天誅組の変以降、善右衛門は幕末の政治的動乱に巻き込まれ、御山方として軍事行動に動員されていった。いくら鉄砲に「達者」とはいえ、一介の百姓が軍事行動に参加することに対しては、相当な心理的障壁があったはずだ。

紀州藩士として幕末維新の動乱を駆け抜け、明治二〇年代から三〇年代にかけて藩史『南紀徳川史』や旧藩主徳川茂承の詳伝『晦結溢言』をまとめあげた堀内信ですら、天誅組の変に関し「大坂・島原の役以来二百数十年間干

戈動かす、合戦といふ者絵草紙より見し者なき世の中に旗鼓を張り甲冑を装ひ、戦争とは云へ其実兇戯に類せしも、当時之騒動大方ならず上下唯忌懼驚怖之間に曠日弥久、種々の珍談亦尠からず、畢竟賊の自潰を幸としたる如し」と回顧しているほどである。¹⁵⁾父の代から武家社会の末端にあったとはいえ、基本は在地の百姓身分であった善右衛門の衝撃は想像するに絶するものだったのではないか。

しかし、そんなことを歯牙にもかけず、紀州藩は御山方に対し田丸詰という新たな御用を課した。善右衛門ら百姓身分の「在御山方」や城下にいる土分の「御山方」が、鉄砲という武器を日常的にとりあつかう役儀であることから、鉄砲をあつかう専門集団としてその戦力を期待されたのであろう。

じつはこのような「転用」はほかにも事例が見られる。例えば、鷹場の管理を職掌とする鳥見の在地役である在鳥見（見習）は、天誅組の変に際し「御軍事方より奉蒙拜命」って以降、「御国在、近国江探索、昼夜打廻り等精々相勤」めていたのである。¹⁶⁾

紀州藩による百姓・町人の軍事徴発については、「長州征討」、とりわけ幕長が開戦した慶応二年（一八六六）がよくクローズアップされるが、ある種の軍事的専門性を有した百姓身分から成る「在御山方」（や在鳥見）のような集団がいち早く動員されていたことは留意されるべき問題と考える。

もう一つ着目すべきは、善右衛門が軍事行動への躊躇やためらい、恐怖を当初こそ感じながらも、田丸詰という体験を通じて政治意識を拡大させていったと考えられることである。その点、最後に「勢州田丸城詰中記」と「勢州田丸詰御用留」を素材に考察しておきたい。

すなわち、文久三年に書き留められた前者は、基本的に田丸詰に関連するものが中心だが、末尾になると若干ながら風説留や大名諸侯の意見書なども散見されるようになる。他方、翌年に記録された後者には、田丸詰に関する自分の役儀に関する内容以外のものも収められている。とくに巻末になるにつれて、外国貿易や海軍、あるいは遊学・西洋学に関する幕府・紀州藩の触達類や風説などが多数書き留められるようになっていく。善右衛門

の視野が日本全国、ひいては外国にまで開かれ、広がっているといえよう。

しかも、田丸詰で得た自分の見聞を善右衛門は故郷に還元する。身近な範囲ではあろうが、「勢州田丸城詰中記」と「勢州田丸詰御用留」を回覧に提供しているのである。それは「勢州田丸御城詰中記」の丁末に「此本、何方様へ行候ても、御らん(寛)のうゑ者御かえし被成候」と記されていることから明らかである。

風説留による民衆の政治意識の高まりについてはすでに研究が蓄積されてきたが、善右衛門の田丸詰はその典型的な事例として位置づけることができるのではないか。すなわち、百姓身分の善右衛門は、みずから望んだ形ではないにせよ、役儀を通じ中央政局の政治的事件にからむ軍事行動の一端を担っていくなかで、自分の役儀のみで圍繞されていた無意識の世界観を自覚化させ、従来の認識枠組を相対化していくことで政治意識を高めていったと評価できよう。善右衛門のような歴史的経験が全国無数に蓄積されることで、次なるステージの時代的要請（自由民権運動や近代化など）にこたえうる国民的基盤の

素地となっていくのである。

注

- (1) 仁井田好古ほか編『紀伊続風土記』第二輯（歴史図書社、一九七〇年覆刻）、二五〇頁。
- (2) 有田市郷土資料館寄託下津家文書「地価名寄扣帳」（資料番号三一）。
- (3) 堀内信編『南紀徳川史』第九冊（清文堂、一九九〇年復刻）、一九二〇頁。
- (4) ここにいう山田八九郎は寛政期（一七八九～一八〇一）より御山方御用をつとめている（本館所蔵「紀州家中系譜並に親類書書上げ」一四七〇六）。
- (5) 渡辺幾治郎・樋口功編『和歌山県誌』上巻（和歌山県、一九一四年）、四六一頁など。
- (6) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近世史料一（和歌山県、一九七七年）、四三六～五六〇頁。
- (7) 「紀州家中系譜並に親類書書上げ」八二一・二三・三二六・一六四・六九・七一・七三、二一一・一九、八二〇・五、一四〇〇・九、一〇・一一、一二・六五〇・七二・八〇・八三・八五、八七、一四一・八一～八六、一四七〇五～六、一四七五七など。
- (8) 『南紀徳川史』第三冊、五七一頁、第二二冊、六四九～六五〇頁。
- (9) 『南紀徳川史』第三冊、五一九～五八七頁、第一二冊、六三九～六六五頁など。
- (10) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近世（和歌山県、一九九〇年）、八七七～八八一頁、小田康徳「維新时期高野山領の諸問題」（『近代和歌山の歴史的研究』清文堂、一九九九年）など。
- (11) 元山神組大庄屋中村大藏家所蔵文書「和州騒動一件留」（三重県玉城町史編纂委員会編『玉城町史』第八巻、玉城町、

二〇一三年、七〇頁)。

(12) 『東京大学史料編纂所蔵「大日本維新史料稿本」元治元年七月朔日条。』

(13) 『和歌山県史』近世、八八二〜八八五頁、古田耕次「長州征伐における紀州藩農民の動向」(『歴史評論』九八号、一九五八年)など。

(14) 朝尾直弘「近世の身分とその変容」(同編『日本の近世七身分と格式』中央公論社、一九九二年)・「十八世紀の社会変動と身分的の中間層」(辻達也編『日本の近世一〇 近代への胎動』中央公論社、一九九三年)、藪田貫二兵「と「農」のあいだ」(『歴史評論』五九三号、一九九九年)など。

(15) 『南紀徳川史』第一二冊、六四〇頁。

(16) 海士郡木ノ本村高橋源一郎「奉御請口上」(慶応四年七月、本館所蔵「高橋家文書」三六六五)。

(17) 宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質」・「幕末政治過程における豪農商と在村知識人」(『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年、いずれも初出一九九三年)など。

【附記】 本館は令和二年度、有田市郷土資料館との共催事業として古文書講座を開催した。本稿はそのうち、令和三年三月十四日に「下津善石衛門(宮原)の幕末―紀州藩家老久野氏・伊勢田丸詰の体験―」と題しておこなった第二回講座で得た研究成果である。末尾ながら、お世話になった関係各位に御礼申し上げます。